

## 法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 35 点）

### 【事例】

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社である。甲社は種類株式発行会社ではなく、その発行する株式を東京証券取引所に上場している。甲社の発行済株式総数は 1000 万株である。甲社の株価は、ここ数年は 500 円前後で推移していた。
2. 甲社の発行済株式の 35.5%を保有する乙株式会社（以下「乙社」という。）は、以前は甲社経営陣とも良好な関係を保っていたが、ここ数年は甲社の経営方針をめぐって甲社経営陣と対立する状況が続いていた。
3. 令和 6 年 9 月、乙社は甲社経営陣に対して、次回の甲社定時株主総会（令和 7 年 3 月実施予定、議決権の基準日は令和 6 年 12 月 31 日）において甲社経営陣を取締役から解任することを提案することを通告した。
4. 令和 6 年 10 月 1 日、甲社は、甲社経営陣を支援してくれる丙株式会社（以下「丙社」という。）に対して、以下の条件で新株発行を行うことを取締役会において決定した（この新株発行を以下「本件発行」という。）。なお、本件発行前は、丙社は、甲社株式を保有していなかった。

募集株式の数	900 万株
募集株式の払込価額	1 株あたり 200 円
払込の期日	令和 6 年 10 月 31 日

5. 本件発行を行うことについては、甲社が定款において定める方法により公告された。また、丙社は本件発行のために必要な払込をする支払能力はあるものとする。

### 【設問】

乙社が本件発行の効力を争いたい場合、どのような主張をすることが考えられるか。①令和 6 年 10 月 15 日の時点、②令和 6 年 11 月 15 日の時点のそれぞれについて、考えられる主張およびその主張の当否を述べなさい。

〔第2問〕会社法 784 条の 2 第 2 号は、いわゆる略式合併において吸収合併消滅会社における吸収合併を承認する旨の株主総会決議が不要とされる場合に、吸収合併を差し止めるための要件として、合併対価が著しく不当である場合を定めている。その反対解釈として、通常の吸収合併の場合においては、対価の著しい不公正は原則として差止事由にならないと解釈されている。そのような反対解釈が認められる実質的根拠について、5 行以内で説明しなさい。（配点 15 点）